1. 国民主権　基本的人権の保障　平和主義
2. 公務員
3. 憲法とは、国家権力を制限して、国民の権利、自由を守る法である。
4. 法の支配とは、専断的な国家権力による支配、人による支配を排斥し、権力を法で拘束することによって国民の権利を保障しようとする考え方。

特徴：憲法が最高法規であること。

権力によっても侵されない個人の人権をしっかり保障すること

法の内容の正しさおよび手続きの公正さを要求すること。

裁判所の役割を重視する。

５．法文が不明確かどうかの判断基準：「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうか」

６．公共の福祉とは、人権相互の矛盾、衝突を調整するための実質的公平の原理である。

７．（１）「憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を 保障されているものでないことはもちろん、所論のように在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる 権利を保障されているものでもないと解すべきである」

（２）選挙権、被選挙権

８．（１）二重の基準論とは、精神的自由権を規制する法律に対しては厳格な審査基準でのぞみ、経済的自由権を規制する法律に関しては緩やかな審査基準でのぞむ。ということである。

（２）事前抑制禁止の理論

明確性の理論

「明白かつ現在の危険」の基準

LRAの基準（より制限的でない他の選びうる基準）